

消防職員に対する懲戒処分について

1 事案概要

本市職員が部下の消防職員に対し、訓練をさせないなどの人間関係の切り離し、人格否定や侮辱する発言をするなど、令和3年5月、令和5年3月から同年7月にかけて複数回行っていたことが、パワーハラスメント行為に該当すると、消防本部ハラスメント調査委員会において判断され、下記のとおり処分を行いました。

2 当事者の処分

- ・被 処 分 者 消防本部 消防司令(50歳代)
- ・処 分 日 令和7年3月25日(火)
- ・処分の種類 戒告(懲戒処分)
- ・根 拠 法 令 地方公務員法第29条第1項第1号および第3号

3 監督者の処分

- ・被 処 分 者 消防長
- ・処 分 日 令和7年3月25日(火)
- ・処分の種類 口頭厳重注意(非懲戒処分)
- ・処分の理由 管理監督者として指導監督が不十分であったことによる。

お詫び

生命と財産を守る消防の職場において、このようなパワーハラスメント行為が発生したことは誠に遺憾であり、市民の皆様にご心より深くお詫び申し上げます。

この事を重く受け止め、再発防止に向けて職員一丸となり、全力を挙げて取り組み、信頼回復に努めてまいります。

令和7年3月25日
坂出市消防長